

債権者 各 位

令和2年4月10日

改定：令和2年4月17日

改定：令和2年10月23日

破産手続開始決定についてのご連絡

破 産 者 株式会社 MJG

破産管財人 弁護士 三村 藤明

本書面では、債権者の皆様に対し、破産手続について説明申し上げます。

なお、フランチャイズ店のオーナー様、従業員の皆様、内定者の皆様、MJG 社のお客様につきましては、それぞれ別途 Q&A を設けておりますので、そちらをご参照ください。

Q1 破産手続とはどのような手続でしょうか。

A1 破産手続とは、裁判所の管理下において、支払い不能に陥った債務者（会社や個人）の資産と債務を整理する手続です。これまでの経営者に代わって、裁判所が選任した破産管財人が資産売却などの権限を与えられて清算業務を行います。破産した会社の事業所や倉庫の管理も全て破産管財人が行います。

Q2 どうして破産に至ったのでしょうか。

A2 この点については、当ホームページに記載しております、代表取締役木崎優太氏による「破産手続開始申立についてのご連絡」をご参照ください。

Q3 MJG 社に対して債権を有していますが、どうすればいいのでしょうか。

A3 本件では、現時点では、破産債権者に対して配当を行うことが可能か否かわからない状況にあります。したがって、裁判所からは破産手続開始通知及び債権者集会のご案内に関する書面のみが送付されており、破産債権届出用紙の送付は留保しています。

将来、仮に配当ができる見込みができた場合には、破産債権届出用紙の送付を行います。その場合には、その用紙に所定事項を書き込み、届出書記載の届出期間までに当職に返送してください。

改定：令和2年10月23日

（破産管財人へのお問い合わせ先）

Mail: MJG-info@amt-law.com

電話：03-6864-3011（平日 9-17 時）

以上